

肥後の乱世

— 中世・近世熊本地域の戦争と平和 —

英雄礼賛の見地から、時にロマン化すらされて語られることの多い中世の合戦。その歴史的事実や、内乱を長期継続させた中世社会の構造的特質とは、どのようなものだったのか。やがて内乱を終息させる領域権力が形成され、それを前提に構築された豊臣・徳川の「天下泰平」の理念と現実とは、いかなるものであったのか。肥後地域における14世紀内乱の展開、関ヶ原合戦、細川氏入国などの諸画期に即して原資料を選定し、展示する。

なお、資料出典表記の「阿蘇家」は熊本大学所蔵阿蘇家文書（国指定重要文化財）、「細川家」は財団法人永青文庫所蔵細川家文書（熊本大学附属図書館寄託）である。

期 間 平成16年10月30日(土)～11月1日(月)

午前10時～午後4時

会 場 熊本大学附属図書館自由閲覧室

入場料 無 料

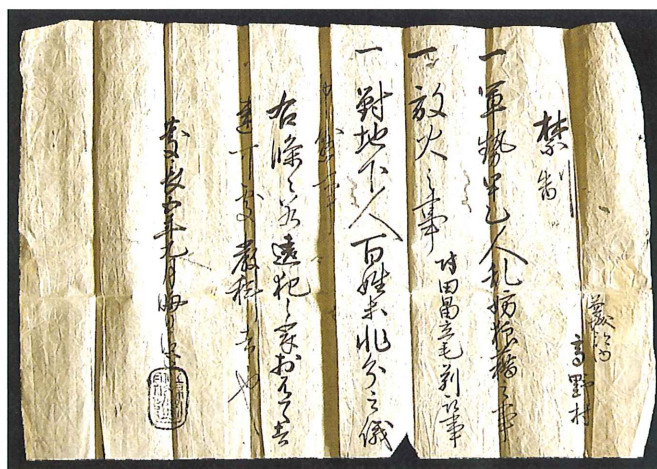
公開講演会

講 師 稲葉継陽 熊本大学大学院社会文化科学研究科助教授

日 時 平成16年10月31日(日) 13時30分～15時

会 場 熊本大学附属図書館2階大会議室

受講料 無 料



加藤清正禁制

平成16年度
熊本大学附属図書館

I 14世紀内乱と地域武士団

1, 内乱の開始と阿蘇氏

No.1 (元弘3年) 7月10日 上島惟頼着到状 阿蘇家5巻-(1) (33.0×54.0cm)

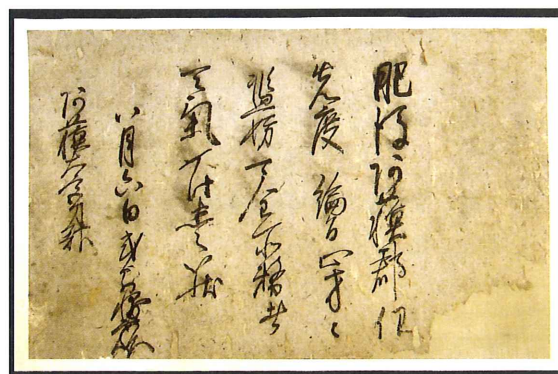
元弘3年(1333)4月、配流先の隠岐を脱出した後醍醐天皇は伯耆国船上山で倒幕の勅命を發し、これに応じた足利尊氏は阿蘇氏を含む各地の国御家人に軍勢催促を行った。この資料は、阿蘇氏一族の宇治(上嶋)惟頼が尊氏に提出した着到状である。着到状とは、地頭御家人(武士)などが臨時の軍勢催促(動員)に応じて参陣した時に動員主体=軍事統率者に提出する文書で、軍事統率者は証明の花押を書き込んで提出者に返却し、提出者はこれを軍事勤務事実の証拠とした。本資料の花押は足利尊氏のものであり、九州における14世紀内乱の開始を告げる貴重な文書である。

No.2 (元弘3年) 8月6日 後醍醐天皇綸旨 阿蘇家5巻-(2) (33.0×52.0cm)

No.3 元弘3年10月3日 後醍醐天皇綸旨 阿蘇家5巻-(3) (31.6×46.6cm)

No.4 元弘3年11月4日 雑訴決断所牒 阿蘇家5巻-(4) (32.7×51.0cm)

同年5月、鎌倉幕府が滅亡すると、後醍醐は味方した武士団の本来の所領の支配を綸旨(親裁)でもって保障(本領安堵・旧領回復)しようとした。だが膨大な旧領安堵申請に対処しきれず、同年7月末の「諸国平均安堵法」によって当知行地安堵(当該の武士が実現している所領支配の保障)へと土地政策を転換し、次いで9月初旬の雑訴決断所の設置によって天皇親裁を後退させざるをえなくなった。



これら三通の文書はこうした土地政策の混乱期に阿蘇大宮司惟直が獲得したものであり、No.2は旧領安堵の綸旨、No.3は倒幕過程で確保した豊後・筑前における当知行地の安堵と考えられる。そしてNo.4はNo.2の綸旨に対応する雑訴決断所牒である。建武政権の土地政策の混乱のなかでも、阿蘇大宮司家は阿蘇庄(阿蘇郡)における排他的領有権を一旦は確保したのだった。

No.5 (建武2年) 11月22日 後醍醐天皇綸旨 阿蘇家6巻-(1) (32.3×50.5cm)

No.6 (建武2年) 11月22日 藤原光継(?) 奉令旨 阿蘇家6巻-(2) (32.8×51.3cm)

No.7 (建武2年) 11月22日 藤原光継(?) 奉令旨 阿蘇家6巻-(3) (32.5×51.3cm)

No.8 (建武2年) 11月25日 後醍醐天皇綸旨 阿蘇家6巻-(4) (31.7×50.3cm)

No.9 (建武2年) 11月28日 後醍醐天皇綸旨 阿蘇家6巻-(5) (33.0×49.7cm)

建武2年(1335)7月、東国における幕府残党の叛乱を鎮圧した足利尊氏・直義は、11月には鎌倉において後醍醐への反旗を明瞭にした。これらの綸旨・令旨は、後醍醐やその皇子の名による阿蘇大宮司惟直、前大宮司惟時、上嶋惟頼への軍事動員令であり、鎌倉までの「発向」つまり出動を命じている。特別の恩賞給与を約す文言を入れている点に事態の切迫度を読み取ることができる。また、「一族」を率いて参陣せよと述べている点には、当時の武士団の一族一揆的な構造を窺うことができる。

No.10 (建武2年) 12月27日 上島惟頼軍忠状 阿蘇家6巻-(6) (32.0×51.0cm)

No.11 建武3年正月22日 後醍醐天皇綸旨 阿蘇家6巻一(7) (31.4×49.8cm)

阿蘇氏一族は尊氏・直義追討の動員に応じ、彼らは関東の入口たる箱根・竹の下合戦で足利軍と戦闘した。No.10は上嶋惟頼の軍忠状で、箱根山城の合戦で左肩の上と腰骨に疵を被った旨を申告し、軍事指揮官であった菊池武重が証判を加えている。No.11は大宮司惟直に恩賞として豊後日田庄地頭職を与えた後醍醐の綸旨である。

2, 結合し分裂する地域武士団—内乱の深刻化と一揆—

No.12 延元元年3月20日 後醍醐天皇綸旨 阿蘇家6巻一(8) (32.3×47.8cm)

No.13 (延元元年)3月25日 後醍醐天皇綸旨 阿蘇家6巻一(9) (31.8×50.6cm)

No.14 延元元年5月6日 後醍醐天皇綸旨 阿蘇家6巻一(10) (33.0×97.4cm)

参考 建武3年4月5日 足利尊氏下文写 阿蘇家文書第六

建武3年(1336)正月、京都で敗れた足利軍は丹波から兵庫に出て瀬戸内海を西に落ち、博多にたどり着く。そして3月2日、菊池武敏の率いる大軍を筑前国多々良浜で撃破し、4月初めには一門の一色道猷を博多に残して(九州探題)西上し、5月末には摂津湊川合戦に勝利し、ついに6月14日、光厳院を奉じて京都に入った。これらの後醍醐綸旨は、九州の情勢が決定的となった多々良浜合戦の直後から後醍醐の都落ちまでの間に相次いで発給されたものである。多々良浜合戦で阿蘇大宮司惟直は自害し、大宮司家は足利尊氏から大宮司に補任された孫熊丸一派(参考資料)と惟直の父である前大宮司惟時派とに分裂する。後醍醐側はNo.12で惟時を薩摩守護に補任し、それに基づいてNo.13では同国武士団の軍事指揮権を付与し、No.14では薩摩国内に兵糧料所を設定している。惟時が後醍醐の期待に応えた形跡はないが、軍事統率権の付与や所領支配事実の保障を行う公権力が分裂し、一族内の対立がそれに結びつくことで反復・深化する中世内乱の特質が表現されている。

No.15 貞和3年3月9日 足利直義御感御教書写 阿蘇家7巻一(1) (32.7×52.0cm)

阿蘇惟時が武家方から肥後国守護に任じられていた少弐頼尚のもとで軍事行動していたことを示す資料である。宮方から薩摩守護に任じられた惟時であるが、終始態度を明確にせず、本資料から3年後の観応元年(1350)には孫の惟村に大宮司職を譲って隠居する。

No.16 正平2年6月1日 氏宗契約状 阿蘇家7巻一(2) (31.1×49.9cm)

No.17 正平2年6月1日 朝直契約状 阿蘇家7巻一(3) (28.5×39.3cm)

No.18 正平2年6月1日 頼時契約状 阿蘇家7巻一(4) (24.9×29.8cm)

No.19 正平2年6月1日 左中将伊房契約状 阿蘇家7巻一(5) (24.9×31.0cm)

No.20 正平2年9月 日 恵良惟澄申状案 阿蘇家7巻一(6) (10.5×49.1cm)

No.21 正平2年9月20日 恵良惟澄官軍恩賞所望交名并闕所地注文案 阿蘇家7巻一(7) (10.6×59.6cm)

惟時と対照的に、一貫して宮方(南軍)として軍事行動し、ときに惣領惟時と対立したのが、惟時の女婿とされる恵良惟澄である。No.20は1347年、惟澄が益城郡小野庄(現小川町)における大友軍との合戦・戦功をもって、「將軍宮」=懐良親王に恩賞を申請した文書の草案である。恩賞地は「闕所地」と呼ばれるように武家方所領を占領没収したもので、No.21によれば肥後を中心に天草・豊後国・薩摩国にまで及んでおり、内乱の深刻さを示す。ところで、惟澄は「一揆同心官軍」に「一族」を率いて属しているが、そうした武士団の結合の紐帯となったのがNo.16~19の契約状である。契約主体たる氏宗らの詳細は不明だが、惟澄の一族で

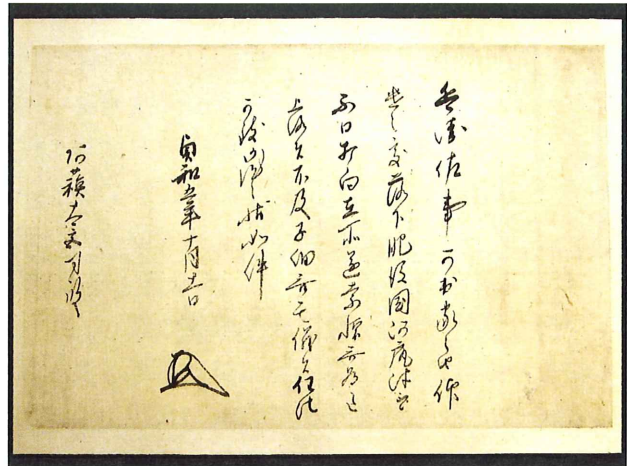
ある可能性が高い。契約状は阿蘇社の「牛王宝印」という御札の裏を用いて契約衆の一致協力を謳い、その遵守を「日本国中大小神祇」に誓約する起請文形式をとっている。このように神への誓約を媒介に結ばれた共同の組織が「一揆」と呼ばれた権力であり、それが内乱期の武士団の核となった。さらに一揆の原理は戦国期の領域権力の形成の素地ともなった。

No.22 貞和5年9月20日 河尻幸俊願文 阿蘇家8巻-(3) (30.5×48.6cm)

No.23 (貞和5年)9月28日 高師直書状 阿蘇家8巻-(4) (32.3×49.9cm)

No.24 貞和5年10月11日 足利尊氏御判御教書 阿蘇家8巻-(5) (32.3×49.0cm)

これらの文書は幕府＝武家方が高師直・尊氏党と直義党とに分裂・対立した「観応の擾乱」の影響を九州の武士団が被る決定的契機となった、足利直冬の肥後下向を示す資料である。直冬は尊氏の実子であったが、疎まれて直義の養子となり、長門探題に任じられた。しかし貞和5年(1349)、京都で師直・尊氏と直義との対立が激化して直義は失脚し、直冬も四国ついで九州に落ちる。No.24によれば、直冬の没落先は「肥後国河尻津」



(現熊本市川尻町)であったことがわかる。No.22の願文を阿蘇社に捧げた河尻幸俊は、交通の要衝たる河尻津を本拠として京都との間を交通し、直義派と繋がりを持っていた国御家人で、彼こそが直冬を肥後に迎えた中心勢力であった。「左兵衛佐」＝直冬の所願成就を立願している。肥後守の官途は直冬に与えられたものであろう。No.23・24は、師直と尊氏が阿蘇大宮司惟時に直冬追討を命じたもの。これら文書は同筆、つまり同一の右筆(書記官)になるものであり、観応擾乱期における二人の政治的関係を考えるうえでも貴重な資料である。直冬の肥後下向によって九州の武士団は、この前年に肥後国宇土津(現宇土市)に下向した懐良(征西将軍宮)を推戴する菊池氏勢力、幕府方、直冬方の三派に分裂し、内乱は深刻化してゆく。

II 大名権力の形成

1, 領域支配と城郭

No.25 正平14年2月日 恵良惟澄申状 阿蘇家9巻-(5) (31.6×51.0cm)

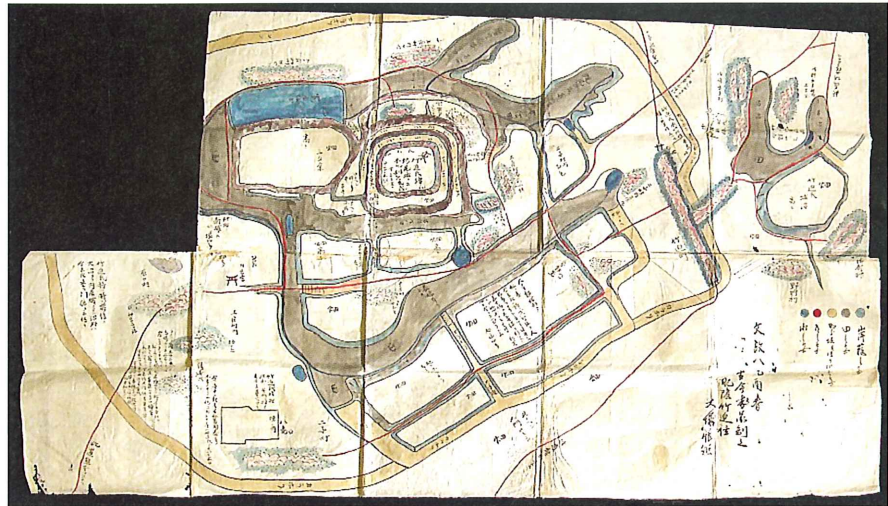
No.26 正平16年6月日 恵良惟澄申状案 阿蘇家10巻-(2) (31.3×48.8cm)

一貫して宮方として軍事行動した恵良惟澄が征西府に提出した申状である。二通の申状とも、惟澄が令旨でもって賜った所領の知行が叶わないので、征西府として守護の菊池氏に命じてしっかりと遵行することを要求している。ことに注目されるのは、1359年のNo.25において惟澄が、拝領した守富庄(現下益城郡富合町)のもとの領主である川尻七郎が庄内に「城郭を構えて」当知行を主張するので自分の知行が実現されない、守護に命じて城郭を破却して同庄の土地を渡して欲しい、と述べていることである。当該の所領内に城郭を構えてそこに軍勢を駐屯させることが「当知行」(現実の所領支配)実現のための決定的要件であった。

やがて内乱のなかから16世紀に形成される領域権力（大名権力）が城を拠点に領域支配を展開し、合戦（領土紛争）が城の奪い合いとして現象するのも、こうした城郭の本源的機能によるものであった。

No.27 合志古城図 細川家25、11、1 (59.7×107.5cm)

細川家文書には中世領主の居館跡絵図がいくつか含まれる。いずれも近世後期に居館跡が文化遺跡として認識されるようになってからの絵図であるが、細川家がそれを収集していた事実も興味深い。文政8年(1825)



に竹迫住人の大塚惟矩によって作成されたこの「合志古城図」は、館まわりの堀、土塁、小路、米蔵跡、諸往還などを克明に描くが、ことに注目されるのは、城下の竹迫町（現合志町竹迫）を含みこむ大規模な「カラホリ」＝空堀である。町屋までを包摂する戦国期の「惣構」を示すものとして貴重である。同城は16世紀には有力国人合志氏の本拠地となっていた。

2. 一揆から家中へ

- No.28 文明4年8月19日 城為冬書状 阿蘇家23巻-(4) (25.7×43.6cm)
- No.29 文明4年10月19日 宇土為光書状 阿蘇家23巻-(5) (26.8×91.3cm)
- No.30 文明4年10月19日 高瀬泰朝書状 阿蘇家23巻-(6) (25.8×49.0cm)
- No.31 文明4年10月19日 肥前徳松丸書状 阿蘇家23巻-(7) (26.2×44.1cm)
- No.32 文明4年10月20日 詫磨重房書状 阿蘇家23巻-(8) (26.5×42.7cm)
- No.33 文明5年9月27日 相良為統書状 阿蘇家24巻-(5) (26.9×43.2cm)

この年(1472)、阿蘇大宮司惟忠は守護菊池重朝に阿蘇御岳本堂・下宮の修造を行うよう申し入れた。これら書状は、この時の一宮修造が菊池氏一族の国人たちによる一揆的結合に依拠して行われたことを示す、貴重な資料群である。菊池重朝は、守護権限に属する一国棟別銭賦課権を行使して国内諸領主に賦課することで修造要求に対応することとし、老者(重臣)の城為冬を通じてこの旨を阿蘇氏側に伝達する(No.28)とともに、同じ老者の隈部上総介を修造奉行に任じて国内諸領主に周知させた。No.29～32は、宇土・玉名・詫磨諸郡の菊池一族有力国人が、棟別銭の徴収・納入を了承する旨を隈部氏に伝えたもので、日付・文言が共通し、これら諸領主相互の綿密な連絡と意思統一のもとで書かれたことは明白である。こうした領主間の地域一揆的な繋がりが、戦国期の大名権力の基礎を構成することになる。一方、No.33によれば、球磨郡の相良為統は翌年秋になっても棟別銭を納入していない。同氏が球磨郡において、守護菊池氏からは独自に領域権力化をすすめていたことによるのだろう。

- No.34 永正2年11月18日 菊池氏老中連署状 阿蘇家29巻一(3) (22.7×82.0cm)
 No.35 永正2年11月18日 菊池氏老中連署状 阿蘇家29巻一(4) (22.6×86.0cm)
 参考 永正2年12月3日 肥後国諸侍連署起請文写 阿蘇家文書写第9

永正元年(1503)、菊池能運が死去すると、菊池氏家臣団の一揆は主家の家督相続をめぐって菊池政隆を推す一派と反対派とに分裂した。No.34・35は、豊後大友氏と結びついた反政隆派の国人一揆が大友義長の二男(大友重治、後の菊池義武)を「覚語(格護)」=推戴する旨を阿蘇氏に伝えたもの。隈部・田島・鹿子木氏など熊本平野地域(「国中」)の有力国人15名が連署している。ところが、反政隆派は同年12月初めには路線変更し、大友義長二男を廃して阿蘇惟長を守護に推戴すると「申し定め」、一揆の人数は84人へと膨れ上がった(参考資料)。このように、自律的な地域領主の一揆によって構成される家中はしばしば分裂して武力対立に直結し、逆に一揆の結合が地域に平和状態をもたらした。しかし、本資料のように一揆の不安定性が外部からの影響・介入を呼び込み、それによって一揆の分裂・結合が幾度となく繰り返され、さらに大名・国人どうしの領土紛争も頻発するなかで、16世紀の肥後政治史は混迷を深める。

Ⅲ 戦場の村と雑兵

1, 濫妨狼藉と戦場の村

- No.36 足軽百ヶ条口訣 細川家3、3、114 (25.5×19.6cm)

17世紀後期の成立と考えられる足軽兵法の集成。注目すべきは「主戦足軽」の項にみえる「刈田乱暴放火抑足軽」の箇条で、敵方の村々に対する刈田(生産破壊)、乱取(人身掠奪)等が戦国合戦におけるごく常套的な手段であった事実が示されている。

- No.37 加藤清正禁制 細川家25、30-1 (35.0×51.2cm)

慶長5年(1600)の関ヶ原合戦時、肥後に留まった加藤清正は、敵対する小西行長の領国に侵攻した。この禁制は、清正がその過程で小西領の益城郡内高野村(現御船町高木)に発給したもので、加藤軍の兵卒(雑兵)による乱妨狼藉(掠奪)、放火、刈田等を禁じており、16世紀後期から定式化してきた三ヶ条禁制の典型である。通常、禁制はこれを受領する村の申請をうけて発給され、それは禁制発給者がその村を味方の地に認定することを意味した。なお、「高野村」(所付)部分の筆跡が本文と異なっているのは、この禁制が加藤氏によってあらかじめ大量に準備され、行軍の過程で小西領の村々の申請に応じて次々に発給されたことを示している。

- No.38 芦北郡之内田浦村百姓治部少乱之時薩州江取越人数之帳 細川家神雑1、61、3 (26.0×18.6cm)

侵攻してきた軍隊から禁制を得た地では掠奪や放火が停止するが、そうでない村々は敵地として激しい濫妨に晒された。この帳簿は寛永10年(1633)4月、芦北郡田浦村(現田浦町)の百姓らが新領主の細川氏に徳政の人返を求めて作成・提出したものと推察される。その内容は第一に、関ヶ原合戦時の慶長5年9月27日と10月6日の二度にわたって、芦北郡田浦村(現田浦町)が加藤氏と敵対する島津軍の出水衆による濫妨をうけ、男95人・女125人・馬10匹・牛32匹を掠奪されたこと、第二に、被害者の約半数は子どもであったこと、第三に、被害者たちは出水衆のもとで長く戦争奴隷として使役され、あるいは人身売買の対象となったことを示している。また掠奪主体となった出水衆の大半は、この前年に肥後国境の備えと

して島津領内各所から出水外城にかき集められた雑兵によって構成されていた。貧しい雑兵が敵地の社会的弱者を大量略取するという戦国合戦の歴史的現実を示す、驚くべき資料である。

No.39 公儀御軍役覚 細川家神雑1、64、5 (27.4×20.4cm)

No.40 人馬之兵糧飼料并夫馬人足之積 細川家14、20、42 (14.0×41.5cm)

これらの帳簿は、寛永9年(1632)の細川氏の肥後入国(「肥後陣」)に際して定められ、島原陣における家臣団の軍事動員に際しても適用された軍役規定の内容を具体的に示してくれる。一門で知行高1万石の長岡左門を例にとれば、戦闘員420名のうち馬乗の武士は本人も含めて20名に過ぎず、他は全て知行高100石につき4人の割合で負担する諸々の「雑兵」であった。これらが戦場で濫妨の主体となった雑兵=武家奉公人である。これに加えて、兵站輸送用に53匹の馬と53人の陣夫(「夫馬」)を出さねばならず、それは給地の百姓に夫役として転嫁された。長岡の軍隊の維持に必要な兵糧米は一日あたりじつに4石7斗3升、馬飼料の大豆は1石5斗2升にのぼった。大名軍隊のうちにいかに多くの雑兵と百姓が組み込まれていたかが分かる。

No.41 小田原御陣小屋絵図 細川家8、4、丙40 (58.2×104.5cm)

天正18年(1590)、豊臣政権による小田原北条氏攻めに動員された細川氏が、「あしたか山」の麓に築いた陣所の絵図。軍隊は重臣ごとの「与」(組)に編成されて駐屯している。「御本ちんの左右、何もくみくみの御侍ごや」と注記があるように、絵図では空白となっている陣内の広大な敷地には雑兵が充満していたものとみられる。また、本陣門前の建物の端に「人足」とあるように、陣所普請人足が陣営内部に組み込まれているのも、百姓・職人の軍事動員実態の一端を示していて興味深い。

2. 雑兵たちの有馬御陣

No.42 有馬城攻図 細川家神45番45印55番 (138.0×50.9cm)

寛永15年(1638)2月末の原城攻めの様相を描いた絵図で、天保11年(1840)の作成だが、本絵図のもとになった「大木図」は、原城攻めからさほど時を経ずして作られたと考えられる(平成11年度特殊資料展図録『天草・島原の乱』)。近海に描かれたオランダ船もさることながら、注目されるのは、最後の攻防の場となった本丸周囲に散乱する一揆勢の使用した武器の数々である。臼、杵、石、火のついた箒の類など、一揆勢が城攻めの兵卒めがけて投げつけた物のほか、鎧、長刀、太刀、鉄砲といった武具が描かれているのが注目される。これは細川家の家譜「綿考輯録」に記される一揆勢の防戦の様相とも符合する。

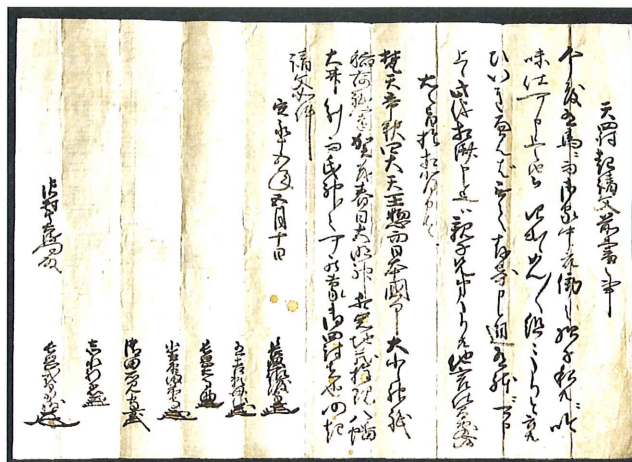
No.43 嶋原御陣被召仕候御浦舟御帳 細川家12、23、86 (27.3×21.2cm)

寛永15年4月18日、天草・島原陣に際して熊本藩が動員した浦船を、飽田・玉名・益城・宇土・八代・芦北の各郡単位に集計した帳簿。人員、兵糧米、陣屋構築の物資等を渡海輸送するため、熊本藩領湾岸地域の百姓・町人が保有する船が大規模に動員され、総数はじつに615艘にのぼった。動員の実態として注目されるのは以下の点である。第一に、各郡内の在所ごとに船の規模と船頭が書き上げられており、動員が在所による請負いを媒介に実現したことが暗示されている。第二に、動員対象船は大型の商船から二枚帆の漁船まで根こそぎ動員の様相を呈するが、しかし第三に、それは単なる強制動員ではなく、船頭を持ち船とともに雇用動員したもので、船頭は「御雇衆」と呼ばれ、船の規模に準じて雇賃の銀子を受け取っ

た。帳簿の船頭名ごとに捺された黒印は、船頭たちが銀子を受け取った証であり、藩の負担総額は43貫282匁にのぼった。兵站輸送には、雇用動員された百姓・商人など多くの民衆が携わっていたのであった。

No.44 長岡佐渡他六名神罰血判起請文 細川家14、12、乙16-2 (32.4×46.0cm)

寛永15年5月10日、有馬陣における細川家中の戦功吟味担当となった7名の重臣が、家老の沢村宇右衛門宛で主君に提出した血判起請文。戦功申請者がたとえ自分の組内の武士であっても最良なく有体に上申し、恩賞宛行が完了するまでは親子兄弟であっても吟味内容を漏洩しないと誓っている。起請文とは、自らが誓約の内容に違背したときはいかなる神罰(天罰)をわが身に蒙ってもよいとする(自己呪詛)文書で、No.16~19のように、本来は(中世では)宛所を欠き神に捧げられるものであったが、家老宛となっているところに、大名家中の近世的特質がよく表れている。重臣たちの生々しい血判は、細川家中にとって有馬陣後の論功行賞がいかに重要かつ困難な作業と考えられたかを窺わせる。



本書で、No.16~19のように、本来は(中世では)宛所を欠き神に捧げられるものであったが、家老宛となっているところに、大名家中の近世的特質がよく表れている。重臣たちの生々しい血判は、細川家中にとって有馬陣後の論功行賞がいかに重要かつ困難な作業と考えられたかを窺わせる。

No.45 芦北御郡筒先祖武功等しらべ帳 細川家12、12、25-1 (25.9×19.2cm)

文政3年(1820)、海防強化の必要性に迫られた熊本藩は、有明海沿岸の芦北郡の御郡筒を編成強化するために、先祖の武功を調査・報告するよう郡内の各手永に命じ、本資料が作成され、惣庄屋方から藩に提出された。御郡筒とは、藩からごく小規模な「高地」を拝領した在村の鉄砲衆であるが、この帳簿は以下の事実を示す。第一に、文政3年の時点で芦北郡内の各手永に426名いた御郡筒のうち、330名の先祖が有馬陣に出陣し、それ以来の由緒を伝えていること。第二に、御郡筒たちは御郡筒頭のもとで組織を編成し、本丸乗込みにも鉄砲射手として加わっていること。第三に、有馬陣の翌年、御郡筒たちは藩から一律2石5斗ずつの「高地」を拝領したことである。有馬陣への動員が武功の由緒と高地(知行地)を保持する最末端の「侍」の家を村社会に生み出すことになった事実は、極めて注目される。

No.46 当国牢人并御家中縁者親類付牢人御家望申衆有馬城乗ノ節働之差出可然分 細川家12、23、27 (30.3×21.8cm)

No.47 有馬城乗之剋他国衆与言葉ヲ替帳 細川家12、23、82-1 (25.8×21.1cm)

No.48 有馬城乗之剋働之衆他国衆牢人衆証抛二被立候帳 細川家12、23、12 (30.4×21.7cm)

これら3点の帳簿は、有馬陣における雑兵たちの実態と、戦功申請・恩賞拝領にかける涙ぐましいまでの努力を物語る。有馬陣に際して、細川家中の武士(給人)たちのもとには多くの「牢人」が集まった。No.46によれば、牢人たちは「当国牢人」と呼ばれる旧加藤家中で知行取であった武士たちと、「御家中二縁者親類付之牢人」とに大別される。とくに後者のうちには、関ヶ原・大坂陣といった戦場を渡り歩いた牢人の子なども含まれる。彼らは由緒や縁を頼りに、有馬陣の戦場に潜り込み、細川家への仕官を望んだ。No.46はこのうち論功行賞の対象となる戦功をあげた牢人32名のリストである。一方、有馬城攻撃の主力となった徒歩の雑兵たちが自らの戦功を藩に申請するには、働きを見届けた證人が必要であった。No.47は、

細川家中に證人を得ることができず、他国衆（有馬陣に参加した他大名家の兵卒）を證人として軍功申請した雑兵たちのリストである。乱戦のなかで雑兵たちは、個々の家中を超えて互いの働きを確認してその場で言葉を交わし、証拠の品を交換し、戦後に書状で連絡を取り合うなどして證人となった。さらに、陣に潜り込んだ牢人までもが證人とされることもあった。雑兵たちは戦場で證人を確保することに血眼となっていた。No.48は寛永15年7月22日の時点で、戦功吟味担当の長岡佐渡守・有吉頼母佐が作成した報告書。他国衆や牢人衆を證人に立てざるをえなかった者のうち、戦功が認められる見通しとなった21名のリストである。結局、證人を得ることができずに涙を飲んだ多くの雑兵たちがあったに違いない。

IV 「天下泰平」の内実

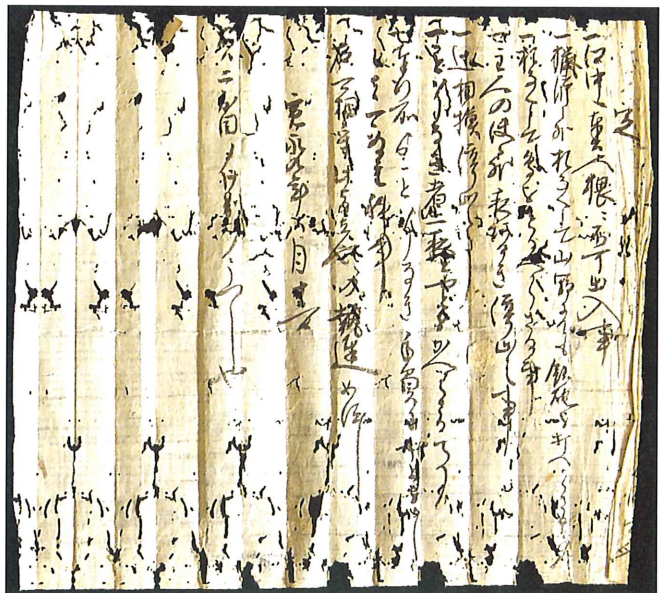
1. 細川氏肥後入国の実像

No.49 肥後国絵図写（慶長国絵図写） 細川家8、4、丙98（248.0×275.0cm）

慶長9年（1604）8月、幕府は国持ちクラスの諸大名と幕府国奉行に「国郡之絵図」と「国郡田畠之高帳」の作成・提出を命じ、翌年、各国から幕府に調進された。それらの現物は江戸城の火災等によってすべて失われたが、肥後国を含む11ヶ国については、大名側に提出した絵図の控え（写し）が遺された。加藤氏によって作成・提出された慶長国絵図の写で、同氏改易後に入国した細川氏に引き継がれ、現在まで保管されてきた極めて貴重な絵図である。国内の全ての村・町について位置と高を記し、それら高を郡単位で集計して記し、地形とともに交通路を明記し、さらに国内の15の城を描いている。幕府は、戦国期から形成されてきた、村町を基礎においた領域支配のありさまを国・郡単位で視覚的に表現し集約しようとしたのだ。なおこの絵図は寛永10年の幕府巡見使の応接に利用され、巡見使の宿泊地を示す18の付箋が貼られているのも注目される。

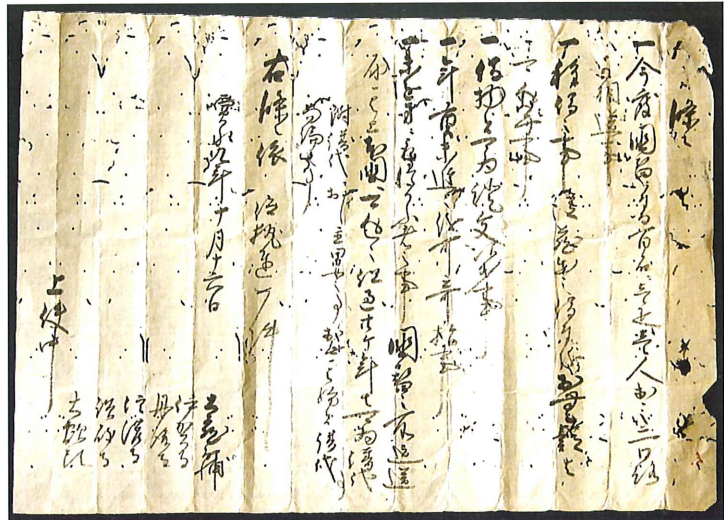
No.50 上使於熊本御制札之写 細川家神雑1、123、3（28.7×33.0cm）

寛永9年（1632）、加藤忠広の改易と細川忠利の熊本への国替は、將軍家光「御代始の御法度」として断行された。本資料は、同年8月に加藤氏から熊本城を受け取った幕府上使衆が熊本城下に立てた制札の写しである。奉公人の行動規制、鉄砲使用規制を内容とする。第7条に「手負」に宿を貸すな、と定められているのを見れば、熊本城下には上使衆の引き連れた奉公人（雑兵）が充満し、城受取前後には戦時さながらの緊張状態にあったことが窺われる。



No.51 寛永9年肥後豊前国替之刻公儀御法度之御書出之写 細川家神雜1、123、9 (35.8×50.3cm)

同年10月、細川忠利が將軍家光から正式に旧加藤領国を拝領すると、幕府老中らは現地を管理する上使衆に対して、細川氏入国に際しての指示をこの文書で与えた。一種の軍事行動である細川氏入国に動員する百姓夫役の規定、加藤氏が百姓に貸与した作付け用の耨の返済や、未進年貢の破棄、債務奴隸の解放に関する規定など、国替を契機とした百姓の代替り徳政の要求を一部制限しつつも実現する内容となっている点が注目される。



No.52 御國中江申渡条々并諸役人江被仰渡帳 細川家10、9、30 (27.0×21.0cm)

細川氏は肥後入国直後から、「御国之惣奉行」たる田中兵庫・宗像清兵衛・牧丞大夫を通じて御郡奉行に百姓に対する政策を極めて具体的に指示している。この冊子はそれら条々を集成したものであるが、ことに寛永10年(1633)2月、すなわち入国後はじめての勸農の時期に相次いで発した法令は、加藤時代の諸役を廃止し、諸給人による恣意的な百姓使役を禁じて諸役の賦課権を惣奉行・御郡奉行・蔵入地代官に限定し、さらにそれを担保するために目安箱・横目制度を設置(百姓直目安制)している。百姓に対して泰平の世のあるべき領主像を示した代替り徳政(仁政)として重要であり、実際にこの年、益城郡の庄屋たちが目安箱に目安(訴状)を提出したことも知られる(「御郡方文書」)。

No.53 申上覚 細川家神雜1、51-8 (32.7×45.6cm)

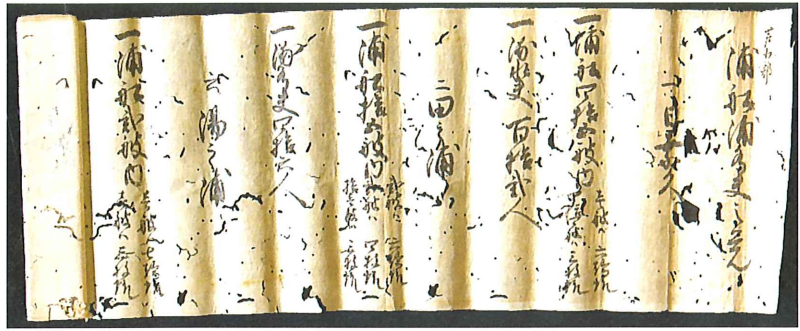
この文書は、豊前出身で筑後・肥前国境の南関に居住した立神惣右衛門なる土豪から、細川忠利の信任厚かった沢村大学への上申書で、末尾に起請文言が見られる。寛永9年、細川本隊の入国に先立って肥後入りした沢村は、途中で南関の立神宅に一宿し、「筑後・肥前辺御国さかい」の情報を提供するよう要請し、立神はこれに応えるべき旨を誓約している。第1条に示されるように、立神は国境の要地たる南関の惣的共同体の有力者であったが、入国直後の細川氏はこうした人物にも依拠しながら、目前に迫った幕府国廻上使衆の動静はもちろん、隣国大名やキリシタン、あるいは国境相論に関するあらゆる情報を獲得しようとした。

No.54 芦北郡内水俣村鉄砲書上御帳 細川家神雜1、61、2 (30.9×22.5cm)

肥後国に入った翌年の春、細川氏は早くも薩摩との境目の芦北郡水俣・津奈木・久木野各村の百姓が保持する鉄砲数を調査した。調査結果を総括したこの帳簿には合計153丁の鉄砲が登録されている。興味深いのは、このとき津奈木村で「古城」つまり戦国期の城郭跡が担当奉行によって調査されていることであり、入国早々の細川氏にとって肥薩境目の様々な軍事的要素の把握が急務であったことが窺える。なお、各村の記載内容が区々である点や、「一、鉄砲拾七丁 庄屋 大蔵」という久木野村分の記載様式を見れば、この鉄砲調査は庄屋(村)の指出によるものであったと考えるのが妥当である。

No.55 芦北郡之内浦船浦水夫之覚 細川家神雑1、235、2 (15.6×110.5cm)

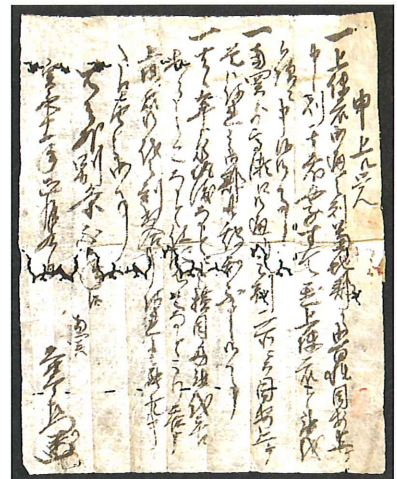
芦北郡内の日奈久・田浦・湯浦・佐敷・海浦・津奈木・水俣の浦船と水夫数の調査目録である。漁船が圧倒的に多い。寛永10年2月7日の細川三齋書状（『大日本近世史料 細川家文書』5-1051）



によれば、細川氏は入国早々に「国中舟とか子」の調査を実施しており、本資料はその報告の一部であろう。これら漁船と漁民の多くが5年後の有馬陣に動員されることになった。

No.56 上使衆御国廻之時様子之書物 細川家神雑1、128-5 (27.4×22.5cm)

寛永10年正月、將軍家光は諸国の道筋・境目及び諸大名の内政調査のため、全国一斉の国巡上使派遣を命じた。No.49の国絵図に示されるように、細川氏は万全の応接でもって上使を迎えたが、この文書は南関にいた久村次郎左衛門なる人物が翌年春に藩に上申した報告書である。記述は難解であるが、菊池郡と玉名郡の百姓が上使に目安を三通提出したことがわかる。上使派遣の目的が単なる内政調査にとどまらず、家光御代始めの仁政にあったことを示す、貴重な資料である。なお、第3条によれば、細川氏が入国直後から筑後境に「横目」を派遣し、情報収集にあたらせていたことも窺われる。



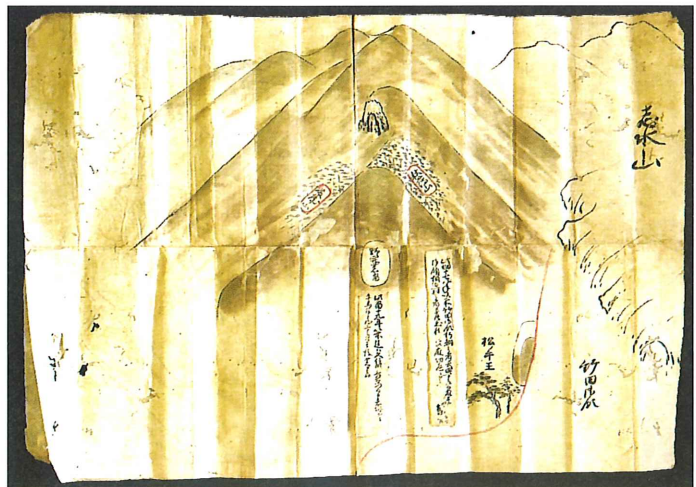
2. 国境相論の世界

No.57 久住秋臼山松の午王と申所二竹田御領より麻作申儀二付絵図 細川家14、12、甲22-4 (36.6×52.3cm)

No.58 御領分久住山と竹田領朽網山之間二有之論所秋臼山江久住之者共薪取二参候処二竹田領之者共よりなた斧をとられ申儀二付一卷之覚帳 細川家14、19、59 (26.2×19.3cm)

No.59 久住山秋臼山之儀二付覚帳 細川家14、19、60 (26.8×20.1cm)

これら三点は、肥後藩領久住と竹田藩領の村々との間で、17世紀をつうじて継続した藩境山相論（国境相論）の様相を示すものである。No.57は藩領境近くの秋臼山「松ノ午王」という場所に、竹田領朽網の百姓らが境を踏み越えて麻島を拓いたことを主張する絵図。藩領境山野の入組み状況がよく示



されている。No.58・59は、貞享4年（1687）に発生した山相論の様相と藩側の対応についての記録。加藤代から継続した相論は決着がつかず、双方の庄屋・百姓の立会いのもとで藩領境に「論所」空間が設定され、双方とも薪取りなどに立ち入らないものと定められた。だが実際には、双方の百姓どうしがナタ・斧さらに脇差を奪うという、中世以来の習俗によって紛争が繰り返されていたことが生々しく記される。わけても、正保国絵図作成の際に、論所の三俣山の帰属を決めかねた肥後・竹田・臼杵三藩の役人たちが、籤引きをして表向きの（国絵図上の）藩境を設定した、という記述は、近世における領有秩序や紛争解決のあり方についての学説に多くの問題を投げかける。

No.60 肥後国国境図（元禄国絵図付図） 細川家8、4、丁1、4（78.3×212.5cm）

元禄10年（1697）に幕府が作成させた国絵図の端絵図として作成されたもので、肥後北辺の国境を描いている。注目すべきは国境の描写で、道と境が交わる地点には杭が打たれ、直近の村からの距離が記載されて境のポイントが"確定"されているが、ポイントとポイントの間については、「国境不相知」と明記されている。17世紀末の時点でも、幕府・藩（近世国家）は長大な国境をラインとして把握していなかったものであり、したがって、国境には中世以来の村（百姓）どうしの山相論が存在し、双方及び近隣の村（百姓）どうしの間で、実質的な領域秩序が形成・維持されていたのであった。

第21回貴重資料展 出品目録

肥後の乱世

—中世・近世熊本地域の戦争と平和—

稲葉継陽 編著

平成16年10月刊

熊本大学附属図書館

国立大学法人熊本大学